

江戸川区公契約監視委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区公契約条例（平成22年3月江戸川区条例第1号。以下「条例」という。）第38条の規定に基づき、江戸川区公契約監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

第2条 委員会の会議は、非公開とする。

2 委員会は、条例第35条第2項の規定により答申をしたときは、当該答申の内容を公表する。

(庶務)

第3条 委員会の庶務は、総務部用地経理課検査係において処理する。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年1月20日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。